

平成27年 教育委員会第2回臨時会 会議録

日 時 平成27年6月1日（月）

午後3時00分～午後3時15分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 『議案第40号』千代田区いじめ防止等のための基本条例

第 2 その他

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（6名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
子ども支援課長	中尾 真理子
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから平成27年教育委員会第2回臨時会を開会します。

本日、欠席はございません。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

中川委員

はい。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第40号』千代田区いじめ防止等のための基本条例

近藤委員長

日程第1、議案に入ります。

議案第40号、千代田区いじめ防止等のための基本条例について、子ども総務課長より説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、議案第40号、千代田区いじめ防止等のための基本条例についてご説明申し上げます。

本日、議案として資料をおつけしてございます。

こちら、まず資料をご覧ください。

議案第40号、条例全文でございます。内容につきましては、前回定例会の際にご提示したものと基本的には同じでございます。千代田区のいじめ防止等の対策についての基本的な理念、いじめ防止等の対策についての組織、それから、重大事態が発生した場合の対応、これらについて条例で明記いたしまして、いじめ防止等のための十分な対応をしていく、そういった趣旨でございます。

前回の協議の際のご指摘を踏まえまして、主な変更点が2点ございます。

議案を1枚おめくりいただきたいと思っております。

第2条の第4号、学校の定義、こちらにつきましては、学校教育法の定義ではなく、いじめ防止対策推進法の定義を引いてくる形に修正いたしました。

それから、第3条、基本理念のところ、こちらにつきましても、前回協議の際にご指摘がございましたが、最近問題になっておりますインターネットを通じて行われるいじめについても十分な対策をしていくということを基本理念の中で謳うようにいたしました。

第3条の3行目からです。「インターネットを通じて行われるものも含め」と明記いたしまして、その点も明らかにしたところでございます。

主な修正点は以上の2点でございます。

そのほか、法制執務上の観点からのさまざまな文言調整を行ったところでございます。

ご説明につきましては以上ですが、こちらの条例案を第2回定例会に提案できるよう、立案請求したいと考えております。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

はい。ありがとうございます。

前回協議をした内容と大きくは変更がない、変更があったのが2点、それが、前回私どもが意見として申し上げさせていただいた部分が修正された形になっているということでのご説明でございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

どうぞ。

中川委員 最終的に見ていたときに感じたんですけども、この前文、こういうのを載せるのはとても大事なことだと思うのですが、最後の、「それが私たちからのメッセージ」の「私たち」というのはどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。

子ども総務課長 条例の前文ですので、この条例を制定した者ということになるかと思いますが、私どもとしては、もう少し広い意味で、大人たち、子どもを見守っている全ての人々という、そういった意味で考えたいというふうに思っております。

中川委員 そうすると、「大人たちから」とか、もう少しここを工夫したほうがいいのかな、具体的にしたほうがわかりやすいかなと1つ思いましたけれど。

近藤委員長 この「私たちからのメッセージ」というところ。

中川委員 そうですね。「私たち」という言葉が。

近藤委員長 何かございますか。

子ども総務課長 では、その点につきましては、こちらの意味、内容が変わらないように、ただいま申し上げたような意味で、適切な文言を法規の担当のほうと改めて相談するというので、ご議決いただければと思います。

中川委員 「私たち」を、少しはっきりしたほうがいいかなと思いましたが、そこを考えていただければと思いますが。

近藤委員長 この「私たちから」という部分を、さっき課長が答弁したような形で、具体的に書きあらわすという意味ですか。

中川委員 そうです。だから、例えば、これ、千代田区の条例ですけれど、それが、「私たち大人からの」とか、「それが子どもを見守る私たちからのメッセージです」とか、そういう形、具体性があったほうがいいかなと思うんですが。

近藤委員長 はい。さらに、課長のほうからお話があった、これは単に教育委員会だけのものではありません。区全体でのことですので、修正が効くかどうかという部分、区全体との協議の中で決まる部分であろうと思いますので、とりあえず教育委員会でこのような意見があったということを申し添えて、最終的なものという、そういう捉えでよろしいですか。

中川委員 その結果について異議は申し上げませんが、条例として整えていただければと思います。

近藤委員長 そのほかは何かございますか。

どうぞ。

古川委員 条例の中身のことでないのですけれども、今までの協議の中で、もし話が出ていたらすみません。いじめ問題調査委員会ですけれども、その構成委員がどのような方なのか伺いたいということ。あと、いじめ問題対策連絡協議会を青少年問題協議会に充てるということで、これは以前お話が出ていたと思います。年に2回しかないところとといったことなどのお話が出ていましたが、私も傍聴に行ったことがございまして、青少年にかかわる区のいろ

んな団体の代表の方がいらっしゃいますし、警察や児童相談所の方もいらっしゃいますし、そこで改めていじめの問題がお話しされていくというのはとてもいいことだと思います。「いじめの問題に関する関係機関の連絡調整、提言等」とありますが、具体的にどのようにこのいじめ問題の連絡協議会があつた場で行われていくのかということをお伺いしたいです。

近藤委員長
子ども総務課長

お願いします。

今2つご質問いただきました。

まず初めに、調査委員会の構成員ですが、こちらにつきましては、具体的なメンバーはまだ想定してございませんが、法律の専門家、医師、それから心理の専門家、そういった方々を、ほかの教育委員会が設置いたしました対策委員会、あるいは健全サポートチームとは全く別の方でメンバーの人選を進めたいと考えているところでございます。

それから、青少年問題協議会につきましては、昨年度から、条例上ではございませんが、こちらをいじめ問題についても関係各機関の意見交換の場ということで位置づけさせていただいております。その中で、昨年度から指導課長から学校のいじめの実態等の報告をすることとしておりますので、本年度も7月に実施されますが、第1回目におきましてはそちらの報告を予定しております。その報告をした上で、各機関の方々にご意見をお聞きいたしまして、区に対して何か意見等があれば、それを踏まえた上でいじめの対策を実施していきたいと考えております。

古川委員
近藤委員長

はい。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

もう1点だけよろしいでしょうか。

インターネットの話がこのように入つて、明確になったと思うんですけども、文部科学省のいじめ対策推進法によると、インターネットについて、もう少し詳しいことが書いてあるんです。第19条第3項ですが、「インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。」となっております。これからインターネットによるいじめというのが、多分複雑になってきたり、もっと多くなる可能性もある中で、そういう問題が起こったときは、文部科学省の法律に準じるということによろしいわけですね。

子ども総務課長

今、委員からご指摘がございましたが、法律の第19条のほうで、そのインターネットいじめについてかなり詳しいものが記載されております。その中で、今ご指摘があったようなインターネットを通じたいじめが行われた場合には、児童またはその保護者がその情報の削除あるいは発信者情報の開示、

そういったことを求めることができ、それについては必要に応じて法務局等の協力を求めることができる。そういった規定になっておりますが、もちろんこの規定がそのままこういった事態のときには適応されるものでありますので、あえて条例上、重ねて規定する必要はないということで、今回は規定させていただきますませんでした。

中川委員
近藤委員長

はい。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

特になければ、議案第40号について採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長
子ども総務課長

はい。全員賛成につき、議案第40号を決定することとします。

議案第40号につきましては、後日、千代田区長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定でございます。内容趣旨に相違がない場合には、教育委員会として異議のない旨を回答することを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長

それでは、内容について相違がない場合は、事前に承認をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

はい。全員賛成につき承認いたしました。

よろしく願います。

先へ進んでまいります。

◎日程第2 その他

近藤委員長

その他、報告事項に入ります。

何かございますか。

子ども総務課長

特にございません。

近藤委員長

教育委員のほうからはいかがでしょうか。

(な し)

近藤委員長

よろしいですか。

特にないようですので、以上をもって本日の臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。